

○学校法人駒澤大学評議員報酬等支給基準

令和2年4月1日

制定

(目的)

第1条 この基準は、学校法人駒澤大学（以下「この法人」という。）、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、学校法人駒澤大学寄附行為（以下「寄附行為」という。）第36条に規定するものをいう。
- (2) 評議員のうち、法人において勤務することが常態である者又は本法人の教員若しくは職員の身分を有する評議員を、学内評議員という。
- (3) 評議員のうち、学内評議員以外の者を、学外評議員という。
- (4) 報酬等とは、報酬、退職慰労金その他の評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。なお、この評議員の報酬等には、教員又は職員の身分に応じた給与規程等により支給するものを含まない。
- (5) 費用とは、評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 評議員に対しては、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 学内評議員 報酬等は支給しない。
- (2) 学外評議員 報酬（月額）、会議手当

(報酬等の額の算定方法)

第4条 学外評議員に対する報酬等の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員に対する報酬等の支給の時期は、次に定める時期とする。

- (1) 報酬 当月25日振込支給とする。（ただし、当日が休日に該当する場合には前日に繰り上げて支払う。）

2 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する

本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の計算)

第6条 新たに就任した学外評議員の報酬等は、就任した月より支給する。

2 学外評議員が退任し、又は解任された場合の報酬等は退任した月をもって終了する。

(費用)

第7条 評議員の旅費については、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 評議員が職務の執行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、評議員会が認める当該費用を本法人が負担又は支給する。

(特別支払)

第8条 評議員が死亡したときは、評議員の当月分の報酬等を遺族に速やかに支払うものとする。

(端数の処理)

第9条 この基準により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(改廃)

第10条 この基準の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1 学外評議員の報酬（月額）

役職名	報酬の額
学外評議員	10,000円 評議員会以外の会議等に出席した場合、評議員会と別日開催に限り、1日あたり5,000円を加算する。